

米沢市告示第 185 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により、次のとおり告示します。

令和 8年 6 月23日

米沢市長 近藤 洋介

所在地	米沢市古志田町字豊後在家2207番地
建物の種類	居宅
家屋番号	2207番
建物の構造	木造平家建
床面積	153.26㎡
所有者等に命ずる必要な措置の内容	下記措置の期限までに、当該建築物を除却すること。
措置の期限	令和 8年 7月10日 期限までに措置が履行されない場合、市長又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。
動産等の取扱い	市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等を撤去・処分する。 動産等について権利を主張しようとする者は、上記措置の期限までに搬出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、下記問い合わせ先に通知すること。
費用の回収	市長等が措置を行った場合において、後に所有者等が判明したときは、所有者等から当該措置に要した費用を徴収する。
問い合わせ先	米沢市建設部建築住宅課空き家対策担当 0238-22-5111